

## 社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会 災害ボランティア事前登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、災害時のボランティアを事前に登録することで、ボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

### (登録の対象)

第2条 登録の対象は自発的な意思で災害ボランティアの活動を希望する次の者とする。

- (1) 室蘭市及び近隣市町の住民
- (2) 室蘭市内に勤務または在学している者
- (3) 室蘭市内に拠点を有している団体・企業

### (登録手続き)

第3条 災害ボランティアに登録しようとする者は、室蘭市社会福祉協議会 災害ボランティア事前登録票〔団体・個人〕（様式第1号）を社協に提出するものとする。

ただし、登録票提出時点で未成年者の場合は、保護者の承諾を必要とする。

- 2 社協は、前項の登録票の提出があった場合は、その適否を審査し、適格と認めるときは、災害ボランティア事前登録者台帳（様式第2号）に登録するものとする。
- 3 社協は、登録した個人または団体に対し、災害ボランティア事前登録証（様式第3号）を発行する。

### (個人情報の取扱い)

第4条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用する。また災害時の救援活動に必要な範囲内で関係機関に提供し、連絡調整等に利用することができる。

- 2 登録者に対する個人情報は、社協の個人情報保護規定に基づき適正に管理するものとする。

### (登録の変更)

第5条 登録者は、登録内容の連絡先および他の事項に大きな変更が生じた場合は、社協に電話等により変更内容を連絡しなければならない。

### (登録の抹消)

第6条 社協は、次のいずれかに該当するとき、当該登録者を削除することができる。

- (1) 登録者から、社協に災害ボランティア登録辞退の申し出が電話等であったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、社協が登録者として不適格と認めるとき

### (情報の連絡)

第7条 社協は、被災地等から救護支援活動の要請があった場合、速やかに登録者に連絡し対応する。

- 2 平常時における災害ボランティア活動に関連する研修会・訓練などの情報を連絡する。

(保険加入・経費)

第8条 登録者は、ボランティア活動中の事故等に備えボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。

2 登録者は、ボランティア活動に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）については、自己負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成25年 8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年10月 1日から施行する。